十の項に掲げる区域		850.47075MHzを超え850.47925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（852.5MHz以下のものに限る。） 851.10825MHzを超え851.11215MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（853.7MHz以下のものに限る。） 851.49575MHzを超え851.50425MHz以下の周波数 851.87075MHzを超え851.87925MHz以下の周波数及び当該周波数に0.5MHzの整数倍を加えた周波数（852.9MHz以下のものに限る。） 852.42075MHzを超え852.42925MHz以下の周波数 853.47075MHzを超え853.47925MHz以下の周波数 853.49575MHzを超え853.50425MHz以下の周波数 853.92075MHzを超え853.92925MHz以下の周波数 853.97075MHzを超え853.97925MHz以下の周波数 854.65825MHzを超え854.66675MHz以下の周波数 854.67075MHzを超え854.67925MHz以下の周波数及び当該周波数に1.5MHzの整数倍を加えた周波数（857.7MHz以下のものに限る。） 854.68325MHzを超え854.69175MHz以下の周波数 855.42075MHzを超え855.42925MHz以下の周波数 857.27075MHzを超え857.27925MHz以下の周波数 857.47075MHzを超え857.47925MHz以下の周波数 857.50825MHzを超え857.51675MHz以下の周波数 857.65825MHzを超え857.66675MHz以下の周波数 857.69575MHzを超え857.70425MHz以下の周波数 857.70825MHzを超え857.71675MHz以下の周波数 858.02075MHzを超え858.02925MHz以下の周波数 858.22075MHzを超え858.22925MHz以下の周波数 858.25825MHzを超え858.26675MHz以下の周波数 858.40825MHzを超え858.41675MHz以下の周波数 858.44575MHzを超え858.45425MHz以下の周波数 858.97075MHzを超え858.97925MHz以下の周波数 859.00825MHzを超え859.01675MHz以下の周波数 859.03325MHzを超え859.04175MHz以下の周波数 859.19575MHzを超え859.20425MHz以下の周波数 859.20825MHzを超え859.21675MHz以下の周波数 859.76285MHzを超え859.76675MHz以下の周波数 859.92075MHzを超え859.92925MHz以下の周波数
十五の項に掲げる区域	規行第五条の二第十一九の七第二号に掲げる区域	857.62075MHzを超え857.62925MHz以下の周波数 858.37075MHzを超え858.37925MHz以下の周波数 859.12075MHzを超え859.12925MHz以下の周波数 859.87075MHzを超え859.87925MHz以下の周波数

公告

諮詢事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８４号

北海道帯広市西十三条北３丁目１―38　ヴェルデ106号室

債務者　山田　一雄

1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１００号

青森県八戸市大字中居林字道合19番地11　中居荘２号

債務者　小山　久穂

1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号

青森県八戸市大字新井田字西平８番地３、前住所青森県八戸市新井田西３丁目３番11号

債務者　阿部　博子

1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号

青森県八戸市大字湊町字下大久保道16番地１ペレールＳ－Ｄ号、前住所岩手県九戸郡洋野町阿子木第２地割12番地24

債務者　嵯峨　純子

1　決定年月日時　平成25年９月３日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９４号

宮城県栗原市若柳字川北塚原28番地　市営塚原住宅10号

債務者　佐藤　千代

1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号

福井県鯖江市御幸町４丁目３番６号　イーストカーサー３―105

債務者　下牧　文恵

1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号

福井県越前市常久町第８号１番地５

債務者　井上　浩二

1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１号

福井市江端町第10号24番地

債務者　白﨑　一已

1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで　福井地方裁判所民事部破産係